参考資料１

30by30 ロードマップ未来対話（第１回）で出された御意見の各セクター別の整理

【NGO】

■主な御意見

(30by30)

・今後の 30by30 施策の取組の単位・スケールとして重要なのは地域（市町村）であるが、自治体のみでは取組推進は難しく、企業の参画が鍵となる。
・30by30 の達成のために面積目標のみに重点を置くのではなく、質の高い保全管理（目標設定、モニタリング実施等）を行うことで、質の高い保護地域を目指すべき。
・里地里山を含む、生物多様性保全上重要な地域の保護地域指定が進んでいないことが課題。重要な地域の保護地域指定を進めることで、保護地域の質を高めていくことが重要。
・自主的な取組、協調的な取組、基準や標準、法規制の４つが相互補完することが取組の進展において重要。

（インセンティブ）

・企業の関心拡大のためには、企業活動が生物多様性に与える影響の濃淡に合わせた取組が必要である。

（自然共生サイト）

・自然共生サイトを一層推進するためには、国から積極的に、認定されるべき場所について認定申請を呼びかけるプッシュ型の取組が考えられる。
・自然共生サイト認定推進のためには、減損会計対象から除外といった制度面での優遇があると良い。
・自然共生サイトの認定を、重要な地域の追加的・実効的な保全につなげるための制度面の強化が重要。

（空間計画×インセンティブ）

・重要地域を軸に、ランドスケープ・シースケープレベルで保全とファイナンスの統合を展開していくことが重要であり、そのためには、自治体の戦略と国の政策との効果的な連携、インセンティブ創出といった国による政策面の後押しが重要である。
・重要な地域の保全を、空間計画や土地利用計画に実装していくことを目指すべき。

■御意見の詳細

(30by30)

・（日本版 NPA の説明）自治体には、地域の自然資源を把握できていない、うまく活用できていないという問題があり、また生物多様性地域戦略が策定できておらず、具体的な計画がないため取組を進められないといった課題がある。他方で企業の関心は高まっており、地域（基盤は市町村）と企業を結びつけることで、市町村を基盤としたネイチャーポジティブの取組が可能になると考える。（NACS-J）
・重要地域を軸に、ランドスケープ・シースケープアプローチの実装とファイナンスを進めるうえで地域が重要なスケールになる。（WWF）

・30by30 アライアンスの強みは、すでに自主的な取組を促す仕組みや地域を巻き込む仕組みがあり、あらゆるセクター（Whole of society）が参画している点。30by30 アライアンスは自然共生サイトの認定・支援を超えた、様々な課題を解決するプラットホームになれる。（WWF）
・30by30 を実現するためには、量ではなく質の高い保全管理を共通の軸にしていくことが重要。質の高い海洋保護区や OECM の基準は、①その海域の重要な区域とその課題が特定されていること、②生物多様性の保全・回復の目標を設定して管理計画が作られていること、③漁業者、地域住民、研究者、市民団体といった多様な関係者が参画していること、④定期的にモニタリングを行い結果が公表されていること、⑤モニタリングの結果を踏まえた順応的管理がされていること。（NACS-J）
・上記基準で、海洋保護区・OECM を評価したところ OECM（自然共生サイト）の方が比較的評価はよい状態であった（MPA には生物多様性の保全が直接の目的になってないもの、モニタリングや生物多様性の効果検証が十分でないものが含まれていることが課題）。（NACS-J）
・30by30 実現に向けた取組のあり方について提言：①『質の高い保全・管理』」の共通原則をつくる（5 つの基準を国立公園、自然環境保全地域、保護林、漁業制度といった各制度の共通認識にする）、②『量』と『質』を同時に追求する（KBA の更新や生態系レッドリストをもとに、的を絞った管理）、③保護地域と OECM を中核とした生態系ネットワークと国土形成、④ネイチャーポジティブを社会全体の変革につなげる（自然の保全・回復に継続的に資金が向かう仕組みをつくる、優良事例をモデル化して展開）（NACS-J）
・「質」の重要性は、生物多様性条約の場でも特に最近頻繁に指摘されるようになった。この背景にある問題意識は面積目標が先行することの弊害である。日本でも自然共生サイトの増加というポジティブな傾向がある一方で、開発による負の影響は継続して発生している。生物多様性上重要な地域（絶滅危惧種の重要生息地など）や生物多様性保全上重要な里地里山での保護地域指定が進んでいない。「30by30 の達成ができたが、引き続き絶滅リスクは減っていない」となってはならない。中間評価では「量から質へ」という重点のシフトが重要である。（WWF）
・気候分野におけるネットゼロの取組の進展を整理すると、自主的な取組、協調的な取組、基準や標準、法規制の 4 つが相互補完することが取組の進展において重要であると考えられる。（WWF）

（インセンティブ）
・どのような業種やサービスの企業であれ自然への影響を与えているという認識が原点にある。企業の関心拡大のためには、その濃淡等に合わせた取組が必要で、30by30 アライアンスでは国内のエリアベースの保全というところに枠があるが、その枠に限定せずに、海外で与えているインパクトと貢献も含めて、それぞれの企業でスコープを明確にすることが重要である。（WWF）
・（日本版 NPA の説明）自治体向けには、4 つの基準をすべて満たした場合に「ネイチ

ャーポジティブ自治体認証制度」による認証。企業向けには、地域へ資金や技術といったリソースの提供を通じた地域貢献に対し「ネイチャーポジティブ貢献証書」発行。（NACS-J）

（自然共生サイト）

- 国から生物多様性が高いことがわかっている土地の所有者へ呼びかけるプッシュ型の自然共生サイトを提案。その場合、申請書類とか審査の一部省略といった制度設計ができれば、より早い 30by30 達成につながる。（野鳥の会）
- 自然共生サイトにおける減損会計の特例措置を提案。特に維持タイプに認定された場合に減損会計の対象から除外する特例があれば、申請のインセンティブになる。（野鳥の会）
- 自然共生サイトの戦略的な価値を向上させる制度面を強化し、「自然共生サイトを、重要地域での追加的・実効的な保全へつなげる」ことが重要。（WWF）

（空間計画×インセンティブ）

- 生物多様性上重要な場所の保全を、空間計画や土地利用計画にフォーマルに政策実装していくことが目指すべき政策の本丸と考える。（WWF）
- 企業の取組は自然共生サイトだけでなく、ネイチャーポジティブに向けた取組を総合的に推進していくこと、特に、ネイチャーポジティブ経済移行戦略との合流が重要であり、Whole of society アプローチにもつながる。（WWF）
- 重要地域を軸に、ランドスケープ・シースケープアプローチの実装とファイナンスを進めるうえで地域が重要なスケールになる【再掲】。この点については政策面の後押しも重要である。例えば、自治体の生物多様性地域戦略や、他省庁の政策との効果的な連携、それからインセンティブの創出を国が政策で主導していくことが地域レベルの展開においても重要。（WWF）

【企業団体】

■主な御意見

（30by30）

・30by30 という面積目標達成だけではなく、地域経済、企業活動、人々の暮らしといった Well-being にどう接続するのかわかりやすく示していただきたい。

（生物多様性に配慮した生産・消費）

・農業は生物多様性とはトレードオフが起こり得る産業であるが、生物多様性に配慮した営農を続けることで、生物多様性保全に貢献できる。生物多様性に配慮した農業への転換を進めていく必要があるが、容易ではない。

・消費者の生物多様性保全への配慮を促すような商品開発と活動、情報発信をする必要がある。

（体制構築）

・自治体との連携（協定締結など）、他の企業からの支援等により活動を維持・拡大している。様々なセクターと連携することで、それぞれの特徴を活かしより具体的な活動につなげることができる。

・科学的根拠に基づく活動を行うために専門知識が重要だが、多くの企業ではモニタリング等のための専門人材・技術不足の問題がある。

（インセンティブ）

・自然共生サイトに関わらず、企業による保全活動の実施には、経済的なメリット創出（生物多様性に配慮した農業への補助金等のインセンティブ、生物多様性に配慮した商品の付加価値向上など）が重要である。保全活動を観光等の産業に組み込むことで、保全と同時に、地域の経済的なメリットの獲得につながる。

・現状、自然共生サイトの認定が企業の評価に繋がっているという実感はなく、既存の活動を認定することに留まっている印象。認定の推進（特に企業による新たな活動の推進）には、上記同様の経済的なメリットの創出に加え、認定の価値を向上させるための、自然関連情報開示への活用、公共調達への反映、立地する市町村による自然共生サイト認定企業への評価等の制度面の充実も必要。

（インセンティブ×空間計画）

・既存の保護地域等でカバーされていない自然的価値の高い土地を可視化して、未だ取組をしていない企業等の参画を誘導することが有効。

■御意見の詳細

（30by30）

・行政に「将来像の提示」を期待。30by30 という面積目標達成だけではなく、地域経済、企業活動、人々の暮らしといった Well-being にどう接続するのかわかりやすく示して

いただきたい。（経団連自然保護協議会）

（生物多様性に配慮した生産・消費）

・農業は、化学合成農薬や化学肥料を多く使うため、生物多様性とはトレードオフの部分が多い業界である。現在の地球温暖化や生物多様性といった環境問題を考えると、これらの少し使い方を考えていく必要があるが、なかなか容易ではない。金沢大地では、28 年間まとまったエリアで有機農業をしてきたことにより、生物多様性が豊かになりコウノトリも観察されるようになった。また、農業は、自然資本の恩恵を受けると同時に、頻発化・激甚化してきた自然災害の影響を大きく受ける産業でもある。（金沢大地）

・消費者が私たちの商品を選ぶことによって生物多様性保全に貢献にするという観点を拡大していくために、消費者に響くような商品開発と活動、情報発信をする必要がある。（金沢大地）

（体制構築）

・サントリー天然水の森は社有地ではなく、自治体等と協定を結んで森林整備を実施。活動にあたっては関係者との議論や説明会を通じ、理解を得ることを重視している。（サントリー）

・金沢大地では、東京の企業との業務提携による、米の買取を通じた支援により、今後の活動拡大の可能性をもたらしている。（金沢大地）

・減少しつつある漁業者のみでは持続可能な水産業のための沿岸域の維持・管理・保全の役割を果たすのは困難。企業と連携して活動している。（山川町漁協）

・企業としては、自社拠点等での既存活動の継続・発展とノウハウ等の共有が必要であり、また金融機関、NGO、アカデミア、自治体等との連携を深め具体的な活動につなげていくことも重要である。（経団連自然保護協議会）

・共生サイト申請にあたっての企業側の課題は、認定前では、制度の理解や申請方法、専門知識、調査手法等の実務的・技術的課題に対して負担が大きいこと。認定取得後には、次のサイトへの展開や地域企業との連携、認定後のモニタリング方法について課題がある。この背景には「①企業価値・経営への接続（取り組む意義を社内外に説明することが難しい）」「②専門人材・技術の不足」、「③点から面へ（地域全体の取組につなげる仕組みが不十分）」「④将来像・社会的価値（認定価値の展開が不十分）」が問題としてある。（経団連自然保護協議会）

・企業が行政に期待する支援は、「人材・手続き支援（自然共生サイトのモニタリング支援、専門人材の育成、マニュアル整備）」、「横展開への支援（先行事例やノウハウの共有等）」。（経団連自然保護協議会）

・活動においては、科学的根拠をもって取り組む必要があるため、様々な専門家と連携し取り組んでいる。（サントリー）

（インセンティブ）

・企業に生物多様性に関心を向けてもらうためには、関心・理解度の濃淡等に合わせた取組が必要で、与えているインパクトと貢献をそれぞれの企業で明確にすることが重要。（経団連自然保護協議会）
・企業の参加のためには、単に CSR としてお金を出してもらうのみではなく、何等かの還元を検討していくことが重要。（山川町漁協）
・企業が行政に期待する支援は、「自然関連情報開示への活用や企業評価に繋がる仕組みづくり」「インセンティブの強化（補助金・税控除、公共調達への反映、立地する市町村による自然共生サイト認定企業への評価など）」。（経団連自然保護協議会）
・農業における生物多様性に配慮した取組への経済的インセンティブが十分ではない（気候変動は補助金等の経済的インセンティブがある程度ある）。経済的インセンティブにつながっていくような政策が充実していけば、活動仲間が増えると思う。（金沢大地）
・自然共生サイトの認定が社外からの評価や企業の評価に繋がっているという実感が得られていないことが課題。（経団連自然保護協議会）
・現状、共生サイトの認定を受けるために新規の活動が始まっているというよりは、既存の活動を認定している印象。（経団連自然保護協議会）
・自然共生サイトの認定を活用した農林水産物等のブランド化による付加価値向上のための取組（自然共生サイトのマークを貼って市場に出荷することがまだ浸透していない）、それに伴う原材料の調達先として選ばれるようになることを期待。（山川町漁協）
・保全活動に関連した商品開発（未利用魚のイスズミ弁当）による魚の価値向上。良好な環境を活用した観光モデル事業で、SUP を使ったアマモの種まき体験活動等の保全活動を観光に組み込んだ。（山川町漁協）→保全活動の他の産業への組み込みにより、様々なタイプの企業等が経済的なメリット獲得。

（インセンティブ×空間計画）

・自然的価値は高いものの既存の保護地域等で十分にカバーされていない土地を可視化して、未だ取組をしていない企業等に対して普及し、取組をするよう誘導することが有効。（経団連自然保護協議会）

【自治体】

■主な御意見

（30by30）

・自治体によっては市街化区域が大半を占め、保全区域の拡大は容易ではない。
・単に 30%という面積を確保するだけでなく、誰が関わって誰が管理していくのかが重要。
・伝統文化を維持するための活動が生き物の生息環境の保全につながっている（例：コンクリートではなく石積み水路の維持）。
・個別の取組を地域全体の戦略や空間計画に組み込むことで、地域の環境・人々の暮らし・産業等を統合した地域一体の取組につなげる必要がある。また、地域内外の各主体（行政・企業・金融機関、研究機関、地域事業者等）の強みを一つの地域目標につなげることが重要。

（インセンティブ）

・資金や活動人口の不足による保全活動の維持が課題であり、維持のためには企業からの支援拡大（資金と人材面）や、企業や利用者から活動現場へ資金が流れる仕組み作りが重要である。
・企業の参画のためにマッチングや勉強会の開催等の取組を実施している。企業にとって最も重要なのは利益であるため、企業が利益を確保できるような取組を進めることが重要である。

（生物多様性に配慮した生産・消費）

・生物多様性に配慮した行動への変容が必要である。そのために、各ステークホルダーが一体となった生物多様性の主流化、市民の消費行動が生物多様性に貢献できる仕組み作りに取り組む必要がある。

（体制構築）

・データや科学的知見をもとにした活動の展開が求められるが、生物や生態系の基礎データ不足、継続的なモニタリングのための費用や人材不足が課題である。

（空間計画）

・ゾーニングに基づく保全管理の整備、それを地域の制度や各主体との合意形成を含めてどのように実装していくかが課題。
・個別の取組を地域全体の戦略や空間計画に組み込むことで、地域の環境・人々の暮らし・産業等を統合した地域一体の取組につなげる必要がある。また、地域内外の各主体（行政・企業・金融機関、研究機関、地域事業者等）の強みを一つの地域目標につなげることが重要。（再掲）

■御意見の詳細

（30by30）

・名古屋市は市街化区域が約 93%を占めているため、今後の自然共生サイト拡大は容易ではない。（名古屋市）

・30by30 は、単に 30%という面積を確保するのみではなく、その場所に誰が関わって、誰が管理を続けていくのかが重要であると考えている。（西粟倉村）

・自然共生サイトのめだかの楽校ゾーンの近辺の神社に県の指定重要経文化財が奉納されており、祭祀の前には清掃活動や水路の泥上げなどを実施している。30 年ほど前、農業用水路整備事業が行われた際に、地元から水路の石積みを維持するよう要望があり、現在でもコンクリートではなく、石積みの水路を維持している。このような地元を大切に思う気持ちが、生き物の生息環境の維持へとつながっている場所である。（鹿島市）

・西粟倉村では地域の住民、自然、農林業、観光などを切り離すのではなく、どのようにつなぐかを村としての 30×30 の焦点にしたいと考えている（西粟倉村の百年の森事業）。個別の実践を地域全体の戦略や空間計画、評価指標として一つに統合していくことがこれからの仕事。（西粟倉村）

・それぞれの主体の強みを一つの地域目標につなぐことが重要だと考える。国・県には制度や継続的な財源の確保、大学・研究機関には基礎調査やモニタリング、科学的な評価、企業・金融機関には資金のみではなく技術、人材研修、事業作り、投融資、地域事業者には林業、農業、観光などの現場の実装、住民や若い世代には参加して地域の将来を一緒に考えることを期待している。（西粟倉村）

（インセンティブ）

・活動の維持が大きな課題であり、活動を一緒に行ってくれる活動人口の獲得、活動への企業支援の獲得が目下の課題（鹿島市）。企業との連携強化、企業の参加拡大のために、マッチングの推進（名古屋市）、企業向けの生物多様性の勉強会開催（鹿島市）、市民・企業等が保全に取り組むためのガイドライン・重要地域マップ等の策定・広報を実施（名古屋市）

・民間企業にとっては利益が重要であるため、利益を確保しながら取組を進めていくことが重要であると考える。（名古屋市）

・自然からの価値を受ける企業や利用者などから、管理や再生を担う現場に資金をどう流していくか、誰がその役割を担うのかが課題。（西粟倉村）

（生物多様性に配慮した生産・消費）

・生物多様性の認知度は約 8 割だが、実際に配慮した行動している市民の割合は約 50%、行動変容につなげていく必要がある。そのために、生物多様性の主流化が一番の課題と考えており、各ステークホルダーが一体となって広報や日常の消費行動による生物多様性に貢献できる仕組み作りに取り組んでいきたいと思っている。（名古屋市）

（体制構築）

・取組を広げるための課題として、そもそも生物や生態系の基礎データ不足、継続的なモニタリングのための費用や人材不足がある。そして何をもって改善したかという評価指標が必要である。（西粟倉村）

・名古屋市では生物多様性保全上重要性の高い場所を見える化した生物多様性重要エリアマップを作成し、事業者による自主的な配慮を促してる。（名古屋市）

（空間計画）

・自然共生サイトを干潟ゾーン、音成川ゾーン、めだかの楽校ゾーンの 3 つのゾーンに区切っており、ゾーン毎の人の受け入れ体制の整理が必要である（干潟ゾーンは積極的に人を呼び込む、めだかの楽校ゾーンは環境維持のため来訪者を絞る等）。（鹿島市）

・森林を経済林、里山林、自然環境林など、機能に応じて区分する方向性があるが、村全体のゾーニングが完了していない。経済林、里山林、自然環境林といった森林の機能分化を、制度や財源、地域の合意形成を含めてどう実装していくかが課題である。（西粟倉村）

・個別の実践はすでにあるが、それを地域全体の戦略や空間計画、評価指標として一つに統合していくことがこれからの仕事である（西粟倉村）

【有識者】

■主な御意見

（30by30）

・30by30 においては、気候変動や Nature-based Solution (NbS)の観点で国土交通省の役割も重要。環境目標の組み込まれた河川整備計画に基づく取組を行っている湿地等が自然共生サイトになる可能性もある。
・生物多様性にとって適切な目標値と、地元が望む目標値で乖離が生じる場合があり、地域プロジェクトにおいては目標値の設定が難しい。

（体制構築）

・取組推進にはパートナーシップが重要であり、パートナーシップを組むにあたっては各主体の望むことを明確にすると良い。

（インセンティブ）

・生態系保全の現場への企業による支援拡大が必要だが、多くの企業は、自社の活動と生物多様性との関係を把握できていない状況がある。
・企業が TNFD などで情報開示しているサプライチェーンに支援をしたとしても支援を必要としている現場まで回っていない可能性がある。
・自然共生サイトや検討中のグリーンインフラ認証といった認証制度が将来的に自治体や企業にどう役立っていくのかが明確でない。

（自然共生サイト）

・自然共生サイトの拡大のためには、認定による価値の見える化、お金の流れに結び付ける必要がある。

（空間計画）

・地域全体のスケールで取り組むには、自治体が主導していくことが重要。
・自治体の都市計画等の上位計画への生物多様性の保全の位置づけ、関連性の明確化ができていない。

（ネイチャーテック）

・ネイチャーテック等の新技術を通じたネイチャーポジティブへの関わり方の検討も必要。

■御意見の詳細

（30by30）

・国交省の河川整備計画で、定量的な環境目標を定めることが 2 年ほど前に決まり、徐々に取組が始められているはずであるし、そこに含まれる湿地等が自然共生サイト

になる可能性も十分にある。（中村先生）
・気候変動やNbSの観点では、国土交通省の役割が重要であり、もう少し中間評価に向けて国土交通省的な観点を強調してもよい。（森田先生）
・地域プロジェクトにおいては目標値の設定が悩ましい。1 つ目の質問は、科学的に、生物多様性にとって適切な目標値と、地元が望む目標値で乖離が生じる場合がある。（藤田先生）

（体制構築）
・取組を進めるためには、パートナーシップが非常に大事。パートナーシップを組むにあたって、企業、NGO、自治体がどのようなことを望んでいるのか明確にしていただくとよい。（中静先生）

（インセンティブ）
・企業が TNFD などで情報開示しているサプライチェーンに関連して支援を行ったとしても、結局、本当に支援を必要としている取組の現場まで関心が向かないという問題があるのではないか。（森田先生）
・調達・生産関連の企業はともかく、加工・消費にフォーカスしている企業は、生物多様性との関係はよくわからないという状況がある（特に中小企業）。企業が、自らのサプライチェーン等に関連がなくても生態系保全の現場に支援をしてくれる必要がある。（森田先生）
・自然共生サイトやSIPで議論しているグリーンインフラ認証といった認証制度が将来的に自治体や企業にどう役立っていくのか、どのように広がりを見せていくのかが見えない。（中村先生）

（自然共生サイト）
・自然共生サイトの認定をお金の流れ、価値の見える化、金融にどのように結びつけいくのかに課題がある。（藤田先生）

（空間計画）
・民間やNPOを軸にできることからやっていくと、自治体として目指している目標の一部のみしか達成できない場合があると思うので、公的な自治体が介入して引っ張っていくことが、取組のスケールアップには大事（森田先生）
・生物多様性の保全の個別事例が、大きなスケールの都市計画等にどうつながっていくのがイメージできない。（森田先生）

（ネイチャーテック）
・経済産業省がコミットするような、ネイチャーテック等の新技術を通じたネイチャーポジティブへの関わり方の検討も必要ではないか。（藤田先生）

（項目ごとの御意見整理　各セクターの共通事項又は重要項目と、各セクターごとの御意見）

意見要約（各セクター共通項目又は重要項目）	NGO	企業団体	自治体	有識者
(30by30) **・取組単位としては自治体が重要であるが、取組の推進には企業からの支援や様々なセクターとの連携が重要。** **・自治体によっては市街化区域が大半を占め、保全区域の拡大は容易ではない。** **・伝統文化の維持のための活動は、生物多様性の保全に貢献することができる。** **・生物多様性が重要な地域の保護地域指定を進めることで、絶滅危惧種の保全につなげるなど、質を重視した保護地域拡大を進めることが重要。** **・質の高い保全管理（目標設定、モニタリング実施等）を行うことで、質の高い保護地域を目指すべき。** **・単に面積を確保するだけでなく、誰が関わって誰が管理していくのかが重要。** **・国交省の取組にも、環境への配慮が組み込まれており、そういった取組サイトには自然共生サイト認定のポテンシャルがある。** **・生物多様性にとって適切な目標値と、地元が望む目標値で乖離が生じる場合があり、地域プロジェクトにおいては目標値の設定が難しい。** **・30by30 という面積目標達成だけではなく、地域経済、企業活動、人々の暮らしといった Well-being にどう接続するのかわかりやすく示していただきたい。** **・自主的な取組、協調的な取組、基準や標準、法規制の 4 つが相互補完することが取組の進展において重要。**	・今後の 30by30 施策の取組の単位・スケールとして重要なのは地域（市町村）であるが、自治体のみでは取組推進は難しく、企業の参画が鍵となる。 ・30by30 の達成のために面積目標のみに重点を置くのではなく、質の高い保全管理　（目標設定、モニタリング実施等）を行うことで、質の高い保護地域を目指すべき。 ・里地里山を含む、生物多様性保全上重要な地域の保護地域指定が進んでいないことが課題。重要な地域の保護地域指定を進めることで、保護地域の質を高めていくことが重要。 ・自主的な取組、協調的な取組、基準や標準、法規制の４つが相互補完することが取組の進展において重要。	・30by30 という面積目標達成だけではなく、地域経済、企業活動、人々の暮らしといった Well-being にどう接続するのかわかりやすく示していただきたい。	・自治体によっては市街化区域が大半を占め、保全区域の拡大は容易ではない。 ・単に 30%という面積を確保するだけでなく、誰が関わって誰が管理していくのかが重要。 ・伝統文化を維持するための活動が生き物の生息環境の保全につながっている（例：コンクリートではなく石積み水路の維持）。 ・個別の取組を地域全体の戦略や空間計画に組み込むことで、地域の環境・人々の暮らし・産業等を統合した地域一体の取組につなげる必要がある。また、地域内外の各主体（行政・企業・金融機関、研究機関、地域事業者等）の強みを一つの地域目標につなげることが重要。	・30by30 においては、気候変動や Nature-based Solution (NbS)の観点で国土交通省の役割も重要。環境目標の組み込まれた河川整備計画に基づく取組を行っている湿地等が自然共生サイトになる可能性もある。 ・生物多様性にとって適切な目標値と、地元が望む目標値で乖離が生じる場合があり、地域プロジェクトにおいては目標値の設定が難しい。
（自然共生サイト） **・既存の保護地域や自然共生サイトに指定・認定されていない重要なエリアを可視化して、企業等による自然共生サイト申請を行政が後押しすることも自然共生サイトの拡大のために有効。**	・自然共生サイトを一層推進するためには、国から積極的に、認定されるべき場所について認定申請を呼びかけるプッシュ型の取組が考えられる。 ・自然共生サイト認定推進のために			・自然共生サイトの拡大のためには、認定による価値の見える化、お金の流れに結び付ける必要がある。

・自然共生サイト認定を推進するためには、認定が企業にとってメリットとなるような制度面の充実（自然関連情報開示への活用、公共調達への反映、減損会計対象からの除外等）が必要。 **・自然共生サイトを重要地域への追加的・実効的な保全につなげるための制度面の強化が重要。**	は、減損会計対象から除外といった制度面での優遇があると良い。 ・自然共生サイトの認定を、重要な地域の追加的・実効的な保全につなげるための制度面の強化が重要。			
（生物多様性に配慮した生産・消費） **・農業では生物多様性保全とのトレードオフが生じる一方で、生物多様性に配慮した手法をとることで、生物多様性保全に貢献できる。ただし、生物多様性に配慮した農業拡大は容易ではない。拡大のためにはインセンティブ創出が必要。** **・企業等による生物多様性に配慮した取組を拡大するためには、消費者・市民側による生物多様性配慮製品の購入・保全活動への参加拡大に向けた、行動変容が重要である。** **・行動変容のためには、各主体で連携して主流化、市民の日常の消費行動を生物多様性保全に貢献できる仕組み作りが重要。**		・農業は生物多様性とはトレードオフが起こり得る産業であるが、生物多様性に配慮した営農を続けることで、生物多様性保全に貢献できる。生物多様性に配慮した農業への転換を進めていく必要があるが、容易ではない。 ・消費者の生物多様性保全への配慮を促すような商品開発と活動、情報発信をする必要がある。	・生物多様性に配慮した行動への変容が必要である。そのために、各ステークホルダーが一体となった生物多様性の主流化、市民の消費行動が生物多様性に貢献できる仕組み作りに取り組む必要がある。	
（体制構築） **・【再掲】取組単位としては自治体が重要であるが、取組の推進には企業からの支援や様々なセクターとの連携が重要。** **・様々なセクターが連携して取り組むことにより、より大きなスケールかつそれぞれの特徴を活かした具体的な活動につなげることができる。** **・科学的根拠に基づく活動の推進が重要であるが、データや専門人材不足の課題がある。**		・自治体との連携（協定締結など）、他の企業からの支援等により活動を維持・拡大している。様々なセクターと連携することで、それぞれの特徴を活かしより具体的な活動につなげることができる。 ・科学的根拠に基づく活動を行うために専門知識が重要だが、多くの企業ではモニタリング等のための専門人材・技術不足の問題がある。	・データや科学的知見をもとにした活動の展開が求められるが、生物や生態系の基礎データ不足、継続的なモニタリングのための費用や人材不足が課題である。	・取組推進にはパートナーシップが重要であり、パートナーシップを組むにあたっては各主体の望むことを明確にすると良い。
（空間計画） **・ゾーニングに基づく保全管理の整備、それを地域の制度や各主体との合意形成を含めてどのように実装していくかが課題。** **・地域全体の計画・グランドデザインに、生物多様性の保全の取組や各主体の役割を明確に位置付けることで、多様な主体が参画する地域**			・ゾーニングに基づく保全管理の整備、それを地域の制度や各主体との合意形成を含めてどのように実装していくかが課題。 ・個別の取組を地域全体の戦略や空間計画に組み込むことで、地域の環境・人々の暮らし・産業等を統合し	・地域全体のスケールで取り組むには、自治体が主導していくことが重要。 ・自治体の都市計画等の上位計画への生物多様性の保全の位置づけ、関連性の明確化ができていない。

一体の取組につなげる必要がある。			た地域一体の取組につなげる必要がある。また、地域内外の各主体（行政・企業・金融機関、研究機関、地域事業者等）の強みを一つの地域目標につなげることが重要。（再掲）	
（空間計画×インセンティブ） **・重要地域を軸に、ランドスケープ・シースケープレベルで保全とファイナンスの統合を展開していくことが重要であり、そのためには、自治体の戦略と国の政策との効果的な連携、インセンティブ創出といった国による政策面の後押しが重要である。**	・重要地域を軸に、ランドスケープ・シースケープレベルで保全とファイナンスの統合を展開していくことが重要であり、そのためには、自治体の戦略と国の政策との効果的な連携、インセンティブ創出といった国による政策面の後押しが重要である。 ・重要な地域の保全を、空間計画や土地利用計画に実装していくことを目指すべき。	・既存の保護地域等でカバーされていない自然的価値の高い土地を可視化して、未だ取組をしていない企業等の参画を誘導することが有効。		
（インセンティブ） **・企業の関心拡大のためには、まずは企業活動による生物多様性への影響把握を行い、影響の程度に合わせた取組を検討していく必要がある。** **・企業にとっては利益の創出が最重要であるため、保全活動の実施や推進には、活動による特に経済的なメリット（補助金、付加価値付け）の創出が重要である。** **・保全活動と観光等の産業を連携させることで、保全と同時に、地域経済の活性化にもつながる。** **・企業が TNFD などで情報開示しているサプライチェーンに支援をしたとしても支援を必要としている現場まで回っていない可能性がある。** **・グリーンインフラなどの認証制度が今後自治体や企業にどう役立っていくのか明確でない。**	・企業の関心拡大のためには、企業活動が生物多様性に与える影響の濃淡に合わせた取組が必要である。	・自然共生サイトに関わらず、企業による保全活動の実施には、経済的なメリット創出（生物多様性に配慮した農業への補助金等のインセンティブ、生物多様性に配慮した商品の付加価値向上など）が重要である。保全活動を観光等の産業に組み込むことで、保全と同時に、地域の経済的なメリットの獲得につながる。 ・現状、自然共生サイトの認定が企業の評価に繋がっているという実感はなく、既存の活動を認定することに留まっている印象。認定の推進（特に企業による新たな活動の推進）には、上記同様の経済的なメリットの創出に加え、認定の価値を向上させるための、自然関連情報開示への活用、公共調達への反映、立地する市町村による自然共生サイト認定企業への評価等の制度面の充実も必要。	・資金や活動人口の不足による保全活動の維持が課題であり、維持のためには企業からの支援拡大（資金と人材面）や、企業や利用者から活動現場へ資金が流れる仕組み作りが重要である。 ・企業の参画のためにマッチングや勉強会の開催等の取組を実施している。企業にとって最も重要なのは利益であるため、企業が利益を確保できるような取組を進めることが重要である。	・生態系保全の現場への企業による支援拡大が必要だが、多くの企業は、自社の活動と生物多様性との関係を把握できていない状況がある。 ・企業が TNFD などで情報開示しているサプライチェーンに支援をしたとしても支援を必要としている現場まで回っていない可能性がある。 ・自然共生サイトや検討中のグリーンインフラ認証といった認証制度が将来的に自治体や企業にどう役立っていくのかが明確でない。
（ネイチャーテック） **・ネイチャーテック等の新技術を通じたネイチ**				・ネイチャーテック等の新技術を通じたネイチャーポジテ

ャーポジティブへの関わり方の検討も必要。				ィブへの関わり方の検討も必要。